資料８－４

22.2.18　ＰＴ会議資料

ＪＡＳ法に基づく食品安全管理の本省・出先の役割分担

法律による権限の付与 ・・・ 飲食料品等の品質を確保するため
・ 表示の基準
・ 立入検査等の権限
を定める。

告示による基準の定立 ・・・
○ 義務的表示事項（原材料名、保存方法等）
○ 表示の方法（材料の名称、内容量の表し方等）

全国統一的な定め ＝ 国の役割

職員による立入の実施

指示・公表

本　省 ⇩ 事業者（全国規模）

農政局 ⇩ 事業者（ブロック域内）

都道府県 ⇩ 事業者（都道府県域内）

都道府県へ